



2018.5.14

コチ コンサルティング

上海市では5月1日から新たな社会保障費用企業負担軽減施策が実施され、この施策により94.9億円の企業負担が軽減されるとしています。

本号では、5月10日に署名された日中社会保障協定、5月1日から（継続）実施の上海市の社会保障企業負担率軽減措置と併せて、汗ばむ日の増加につれお問合せが増加している高温手当に関する2018年の変更状況をご報告致します。



注目Q&A

HR Café

外国人個人所得税申告納付の正しい方法は？ <http://cochicon.com/144qa-1>

労災休暇中の従業員に高温手当の支給は必要？ <http://cochicon.com/144qa-2>

【セミナーご案内】東京、大阪開催（山田&パートナーズ/山田コンサルティンググループ）共催
～転換期を迎える中国市場で日系企業が勝ち抜いてゆくために～

転換期の中国事業の事業戦略/組織人事戦略/戦略実施の実務を現地発信でご報告

5月30日（水）東京 31日（木）大阪

【詳細】 <http://cochicon.com/wp-content/uploads/20180530seminar.pdf>

中国の事業環境の実態を、現場より日本本社にお伝えし、在中国日系企業のご支援とさせていただきます。ぜひ、日本本社ご関係者様にご案内頂き、ご活用下さい。

内容 【人事・労務情報】

- 日中社会保障協定【全国】…協定発効以前の駐在期間は加算せず
- 社会保障企業負担軽減措置【上海】…失業保険、労災保険企業納付率軽減等
- 2018年高温手当【主要都市】…天津、南京、蘇州の手当額引上げ

人事・労務情報

■ 日中社会保障協定【全国】

5月10日に日中両国外相の署名により、日中社会保障協定が正式に締結されました。企業人事実務に関わるポイントは下記です。

- 適用範囲（加入が免除される社会保障項目）
 - ・ 在中国日本籍人員：就業者（被雇用者）基本養老保険
 - ・ 在日本中国籍人員：年金（国民年金(国民年金基金を除く)、厚生年金(厚生年金基金を除く)）
- 派遣者の適用期間
 - ・ 派遣者は派遣当初5年間は派遣元国の法規に基づき派遣元国の適用社会保障に加入する。
 - ・ 協定発効前から相手国で就労している場合の派遣期間は協定発効発生の日に開始したものとみなす。
 - ・ 両国の責任部門は、派遣期間が継続5年を超えた場合も、派遣元国のみの社会保障加入に合意することができる。
- 発効発生

必要な国内法上の手続の完了を通知する外交上の公文を交換した月の後四か月目の月の初日に効力を生ずる。

NAVI 日中社会保障協定に関わる個人情報（相手国での社会保険加入状況と想定されます）は、協定遂行の目的以外には使用しないとされていますが、個人所得税の納税には、これまで以上に正確性に留意する必要があります。

■ 社会保障企業納付率軽減措置【上海】

社会保障の企業負担軽減、企業活力増強、労働者現金収入増加促進のため、社会保険の企業納付率を引き下げるという2016年の国务院常务会议決議に従い、上海市では、先月公表された住宅積立金納付率の一部引下げ措置に続き、新たな施策が通達されています。

① 失業保険企業負担軽減措置の継続

2017年5月1日から2018年4月30日までの時限措置とされていた失業保険の企業負担分軽減措置（1%⇒0.5%）を2019年4月30日まで延期する。

② 2018年5月1日～2019年4月30日の期間、労災保険の業種別納付率(0.2%～1.9%)を現行の50%に引き下げる。労災保険：<http://cochicon.com/384.html>

③ 2018年の企業賃金不払い保障金の徴収中止。

企業賃金不払い保障金：<http://cochicon.com/245.html>

■ 2018高温手当

高温手当は国家规定《防暑降温措施管理便法》で最高気温が35度を超える日、露天および労働環境を33度以下に調整できない場合は労働者に支給することと定められていますが、実施詳細は地域条例により異なります。本年は下表の主要都市では、天津市と南京、蘇州が手当額を上げました。昨年に引き続いたの改訂となった天津市では、国家规定による高温環境下の労働者対象の高温手当とは別に、全労働者対象の“防暑降温費”が6月～9月まで支給され、昨年の158元/月から168元/月に引き上げられました。

参考：高温手当：<http://cochicon.com/311.html>

《本市夏季高温手当支給業務に関する通知》（上海市）：<http://cochicon.com/1771.html>

【2018年 各地の高温手当（5.14 現在）】 * 本年手当額引上げ実施地域：天津市（赤字部分）

地域	支給期間	対象、手当額	改定施行日
上海	6月～9月	屋外作業（気温不問）/室内作業場（33度以上）：200元/月	2016年6月1日
北京	6月～8月	屋外作業（気温不問）：180元/月を下回らない 室内作業場（33度以上）：120元/月を下回らない	2014年6月1日
広州、深圳	6月～10月	屋外作業（気温不問）/室内作業場（33度以上）：150元/月；6.9元/日	2012年6月1日
天津	6月～9月	防暑降温費（全就労者対象）： 168元/月	2018年4月1日
	期間規定なし	屋外作業（35度以上）/屋内作業場（33度以上）： 31元/日	2018年6月1日
大連	7月～9月	屋外作業（35度以上）/屋内作業場（33度以上）：200元/月	2014年7月2日
青島	6月～9月	屋外・屋内作業場（33度以上）：200元/月 非高温作業従業員（一般従業員）：140元/月	2015年8月1日
南京、蘇州	6月～9月	屋外作業（35度以上）/室内作業場（33度以上）： 300元/月	2018年6月1日
杭州、寧波	6月～9月	高温作業：屋外作業（35度以上）/室内作業場（33度以上） 高温作業人員：225元/月、非高温作業工員：180元/月、一般従業員：145元/月	2014年6月1日
成都	期間規定なし	屋外作業（35度以上）/室内作業場（33度以上）：10元-12元/日	2012年6月26日
重慶	期間規定なし	屋外作業（35～37度）/室内作業場（33～35度）：5元/日を下回らない	2013年6月27日
		屋外作業（37～40度）/室内作業場（35～37度）：10元/日を下回らない	
		屋外作業（40度以上）/室内作業場（37度以上）：15元/日を下回らない	

NAVI 高温手当額が月額表示の地域は、支給対象期間月次固定、日額表示の地域は支給条件該当日数で運用されます。月額表示の地域も欠勤日は控除可能です。高温手当は一般的には税前（グロス）額で規定されており、最低賃金には含まず、前年度所得額には含みます。